

自転車傷害特約の概要とお支払い保険金のご案内

自転車傷害特約

補償の概要

被保険者(補償の対象になる方)が、自転車に搭乗中の偶然な事故、または、歩行中などに運行中の自転車と衝突・接触した事故によって死傷され、事故の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当した場合に、定額で保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

- 死亡保険金……事故日から180日以内に死亡した場合、500万円をお支払いします。
- 後遺障害保険金……約款に定める後遺障害等級に応じて、保険金額500万円に4～100%を乗じた額をお支払いします。
- 入院一時金……入院の日数が5日以上となった場合、10万円をお支払いします。
- 入院保険金……入院した場合、1日につき5,000円をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日経過後の入院は対象外となります。



自転車傷害特約は通院の補償はありませんのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害
 - ブレーキが装備されていない、または片輪にしか装備されていないなど、法令に定められた基準に適合する制動装置が備えられていない自転車を運転している間に生じた傷害
 - 被保険者が自動車(二輪自動車、原動機付自転車を含みます)に搭乗中に生じた事故によって被った傷害
 - 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に生じた傷害
 - 「二人乗り」など、被保険者が自転車の正規の乗車装置(幼児用座席を含みます)以外に搭乗している間に生じた傷害
 - 被保険者が競技や曲技等で自転車に搭乗している間に生じた傷害
 - 被保険者が自転車で人をはねて、ケガをさせてしまった場合などの賠償事故(個人賠償責任特約をセットいただくことで補償の対象になります) など
- ※すでに存在していた身体の障害または疾病の影響などにより傷害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。



ご注意ください

交通事故によっておケガをされた場合は、自動車保険以外(傷害保険・所得補償保険など)の保険でもお支払い対象となる可能性があります。SOMPOダイレクト、他社を問わずご加入の保険証券をご確認いただき、SOMPOダイレクトにご加入いただいております保険とその補償内容について、ご不明な点がございましたら、SOMPOダイレクト担当者までご照会くださいますようお願い申し上げます。

このご案内は、自転車傷害特約に関する概要を説明したものです。

詳しい内容およびご不明な点につきましては当社担当者までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

